

電子提供措置の開始日2025年5月29日

株主各位

有機合成薬品工業株式会社

第105回定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

- ・事業報告「会社の体制及び方針」(P.1～P.6)
- ・事業報告「会社の支配に関する基本方針」(P.7)
- ・計算書類「株主資本等変動計算書」(P.8～P.9)
- ・計算書類「個別注記表」(P.10～P.22)

## 会社の体制及び方針

### 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概況

#### ＜内部統制システムの整備に関する基本方針＞

当社は、経営の健全性、効率性、透明性を向上させ、株主をはじめとするステークホルダーの負託に応え、企業価値を高めていくことがコーポレート・ガバナンスの基本であり、経営の最重要課題のひとつであると認識しております。このような基本的考え方に基づき、内部統制システムの整備に関する基本方針を決定しており、その後、監査等委員会設置会社に移行したことに伴い、2016年7月15日開催の取締役会において以下のとおり内容の改定を行っております。

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、企業の存立を継続するためには、コンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、全ての役員及び職員が公正で高い倫理観に基づき、法令を遵守するとともに反社会的勢力に毅然とした態度で臨む等社会的良識を堅持し、企業理念、経営理念及び社内規程に従い誠実に行動することを通じ、広く社会から信頼される経営体制の確立に努める。
- (2) リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を中心とするコンプライアンス推進体制のもと、「Y G K グループ コンプライアンスマニュアル」の改正、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のための「内部通報制度」の充実、コンプライアンス啓蒙教育の実施等の取り組みを通じ、一層公正で透明性の高い企業風土の確立を目指す。
- (3) 監査室による各部署及び子会社に対する内部監査を通じて、当社における諸活動及び管理の状況について、法令、定款及び内部統制並びにコンプライアンス上の立場から、適正・妥当かつ合理的に実施されているかを調査・検証し、その結果を社長及び監査等委員会等に報告する。
- (4) 当社は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役を確保し、2名以上を独立役員としてその氏名を届け出るとともに開示を行う。

## **2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

- (1) 取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定や各取締役の職務の執行に係る情報については、議事録や稟議書等の文書により適正に記録し、法令や文書取扱規程をはじめとする社内規程に則り、適切に保存・管理を行う。
- (2) 当社は、電子情報システムが企業活動を行ううえで基幹的機能を果たすとの認識のもと、経営戦略の観点から電子情報システムを活用した情報の連絡・保存・管理等を推進し、経営の迅速化及び効率化等を図る。

## **3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- (1) 当社は、事業活動を遂行するうえで想定される様々な損失の危険について、危険の大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により損失の危険の極小化を図る。
- (2) リスク管理基本規程を整備し、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会の下に災害・事故・品質問題等の各リスクについてワーキンググループを設置し、マニュアルの作成・配付及び研修・訓練の実施等を行う。
- (3) 経営又は事業活動に重大な影響を与えると判断される突発的なリスク発生時には、取締役社長が最高責任者として緊急対策本部を招集し、速やかに問題の解決にあたる。
- (4) 大規模災害等会社に著しい損害を及ぼす事態が発生した場合に備え、企業としての社会的責任を遂行するために、優先的に継続又は復旧する重要業務を特定するとともに、事業中断を最小限にとどめるべく復旧までの時間を短縮するための事業継続計画（BCP）を定め、有事への対応を行う。

## **4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- (1) 当社は会社の将来ビジョンと目標を明確にするため、中期経営計画及び単年度の経営計画を策定している。経営計画を達成するため、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務執行の効率化を図る。
- (2) 毎月、定例取締役会及び経営会議を開催することにより意思決定システムの透明性を高めるとともに、経営効率の向上と意思決定の迅速化を図る。

## **5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

内部統制システムの推進体制を企業集団で共有するとともに、子会社の重要な組織・経理・業務等に関しては、それ等の適正性を確保するため関係会社管理規程に則り、関係会社担当部署を窓口として、適切な経営管理を行う。

## **6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- (1) 監査等委員会は、必要があるときは監査等委員以外の取締役に対し、監査等委員会の職務を補助する使用人の設置を求めることができる。また、当該使用人の任命・異動等の決定には、その独立性を確保するため、事前に監査等委員会の同意を得るものとする。
- (2) 当該使用人に対する指揮命令権は、監査等委員会に属する。

## **7. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制、その他監査等委員会への報告に関する体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- (1) 取締役は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。
- (2) 監査等委員は、取締役会、経営会議その他の重要会議に出席し、監査等委員以外の取締役等から重要な書類の提示を受け、また、必要な事項については調査・説明を求める。
- (3) 当社及び子会社の内部監査実施部署である監査室は、その内部監査の状況等を定期的に監査等委員会へ報告する。
- (4) 当社は、内部通報規程を整備し、当社及び子会社の全ての役員及び従業員に対し、内部通報制度の周知徹底を図る。内部通報の状況等については、内部通報制度の担当部署より定期的に監査等委員会へ報告される。
- (5) 当社は、内部通報制度を通じた通報を含めて監査等委員会に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として、解雇その他の不利な取扱いを行わない。

## **8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査等委員から、その職務の執行について生ずる費用等の請求があった場合には、当該費用等が監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、これに応じるものとする。

## **9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- (1) 監査等委員会は、監査の実効性を高め、かつ監査業務を円滑に遂行するために、会計監査人及び監査室と密接な連携を保ち、定期的な情報交換を行う。
- (2) 重要な決裁書類は、監査等委員の閲覧に供する。また、監査等委員は経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。

## **10. 財務報告の信頼性を確保するための体制**

- (1) 当社は、透明で公正な経営姿勢を貫き、信頼性のある財務報告を作成するために、関連規程の整備等社内体制の充実を図る。
- (2) 各部門の担当取締役及び従業員は、内部統制が有効に機能する体制を構築及び運用し、適正な会計処理に基づいた財務報告を行う。
- (3) 体制のあり方は、関連法令の改定等に対応し、柔軟に見直すとともに、今後、導入が予定されている国際財務報告基準の準備に着手する等、定期的かつ継続的にその有効性を評価する。
- (4) 当社は「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定し、金融商品取引法に定められた「財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価及び公認会計士等による監査」を実施し、財務報告の信頼性の確保を図り、経営者（代表取締役社長）の責任の下、「内部統制報告書」を作成する。

## <内部統制システムの運用状況の概要>

当社は、上記の内部統制システムの整備に関する基本方針に基づき、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要については、以下のとおりであります。

### 1. 取締役の職務の執行について

取締役会は、業務執行取締役3名並びに社外取締役2名を含む監査等委員である取締役3名で構成され、加えて執行役員4名も出席して原則月1回定時に開催する他、必要に応じて臨時に開催し、当事業年度においては全16回開催しております。業務執行に係る重要事項については、取締役会の開催に先立ち、取締役、執行役員及び各部署長で構成される経営会議において議論を行い、取締役会に対し当該事項を議案として上程しております。また、取締役会では定期的に各業務執行取締役が担当する業務執行状況の報告も行っており、意思決定機能のみならず監督機能の実効性確保にも努めております。

### 2. コンプライアンスに対する取り組みについて

リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を3ヵ月毎に1回定期的に開催し、全社に跨る形で、コンプライアンス案件についての洗い出しと進捗管理を行い、課題の把握やその対応状況等について情報共有を図っております。また、全社員に配付している「Y G K グループ コンプライアンスマニュアル」や他研修用資料を用い、各部署長がコンプライアンス推進責任者となり、職場単位（係・課・部）毎に年2回のコンプライアンス啓蒙教育を実施しております。

### 3. リスク管理体制について

「リスク管理基本規程」・「危機管理基本規程」等、各種リスクに関する規程類を定め、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会及び取締役会において、重大なリスクの評価・対応等の議論を行っており、また、社内全部署を対象にした監査室による内部監査も実施しております。加えて、大規模災害等に備えた事業継続計画（BCP）の一部見直し、各種対応マニュアルや緊急連絡網の適宜更新を行い、併せて、安否確認システムを用いた全社員対象の安否確認訓練も定期的に実施しております。

#### **4. 内部監査の実施について**

監査室は、内部監査計画に基づき、各部署及び子会社に対する個別及び業務プロセス監査を実施しており、その内部監査の状況等を定期的に社長及び監査等委員会等へ報告しております。

#### **5. 監査等委員である取締役の職務の執行について**

監査等委員会は、常勤監査等委員 1名及び社外取締役である監査等委員 2名で構成され、当事業年度においては全18回開催し、幅広い協議を重ね、経営に対しても適宜助言や提言を行っております。また、取締役会の他、経営会議その他の重要な会議への出席を通じて、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を確認していることに加え、監査等委員会は代表取締役社長執行役員と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行っており、会計監査人、監査室とも定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を確保しております。

## 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の掲げる経営理念を尊重し、それを実現するための具体的諸施策を推進することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、継続的に向上させていく者が望ましいと考えます。

当社は、上場企業として当社株式の自由な取引を尊重する観点から、支配権の移転を伴う当社株式の大量買付行為に関する提案等があった場合には、それが当社の企業価値の向上及び株主共同の利益の確保に資するものかどうかの評価やその是非について、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかし、株式の買付行為の中には、対象とする会社の経営陣との意思疎通の努力を怠り、一方的に大量買付行為を強行する事例も存在しております。また、これらの大量買付行為の中には、高値で対象となる会社に株式を買い取らせようとするもの、いわゆる焦土化経営を行うとするもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要する恐れのあるもの等、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する可能性が高いものが少なくありません。

こうした状況下において、大量買付行為の提案等に応じるか否かのご判断を株主の皆様に適切に行っていただくためには、大量買付行為を行おうとする者の側から買付条件や買収した後の経営方針、事業計画等に関する十分な情報提供がなされる必要があると考えます。また、当社は、その大量買付行為の提案等に対する当社取締役会の評価や意見、大量買付提案等に対する当社取締役会による代替案等を株主の皆様にご提供しなければなりません。当社といたしましては大量買付行為の提案等にかかる一連のプロセスをルール化することにより、関係当事者が最も適切な判断を行えるような仕組みを構築することが必須であると考えております。

このような考え方に基づき、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」として掲げるとともに、不適切な企業買収行為を防止する仕組みとして「大量買付のルール」を定めており、2024年4月22日開催の取締役会において内容の一部見直しを行い、同日からその見直し後の内容にて継続することといたしました。

**株主資本等変動計算書** 当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	
当期首残高	3,471		3,250	3,250
当期変動額				
自己株式の取得				
剰余金の配当				
圧縮記帳積立金の税率 変更による増加				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—		—	—
当期末残高	3,471		3,250	3,250

  

	株主資本						
	利益準備金	利益剰余金			自己株式		
		圧縮記帳 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	322	44	1,822	2,538	4,727	△48	11,400
当期変動額							
自己株式の取得						△75	△75
剰余金の配当				△174	△174		△174
圧縮記帳積立金の税率 変更による増加		△0		0	—		—
当期純利益				896	896		896
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	△0	—	722	722	△75	646
当期末残高	322	44	1,822	3,261	5,449	△124	12,046

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等 合計	
当期首残高	862	—	168	1,030	12,430
当期変動額					
自己株式の取得					△75
剰余金の配当					△174
圧縮記帳積立金の税率 変更による増加					—
当期純利益					896
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	47	0	△17	29	29
当期変動額合計	<b>47</b>	<b>0</b>	<b>△17</b>	<b>29</b>	<b>675</b>
当期末残高	909	0	150	1,059	13,106

## 個別注記表

### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### (1) 関係会社株式(子会社株式)

移動平均法による原価法

##### (2) その他有価証券

###### ① 市場価格のない株式等以外のもの

時価法

評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定

###### ② 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

#### 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法

#### 3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は、原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

##### (1) 製品、仕掛品、原材料

総平均法

##### (2) 貯蔵品

最終仕入原価法

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 7～50年

機械及び装置 5～8年

##### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

### (3) リース資産

エネルギーサービス契約に内包される所有権移転外ファイナンス・リース取引に相当する設備と、医薬品製造、統合基幹業務システム及び分析業務に関する所有権移転ファイナンス・リース取引に該当する設備及びソフトウェアであります。

エネルギーサービス契約に内包される所有権移転外ファイナンス・リース取引に相当する設備は、エネルギーサービス契約期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

医薬品製造、統合基幹業務システム及び分析業務に関する所有権移転ファイナンス・リース取引に該当する設備及びソフトウェアは、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

## 5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 6. 引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。

#### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。割引率は、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法を採用しております。

## ② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定率法により発生した事業年度から費用処理しております。

## 7. 重要な収益及び費用の計上基準

商品又は製品の国内販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合は、出荷時に収益を認識しております。加えて、特定の一部取引については、顧客との個別契約に基づく役務提供がなされた時点での収益を認識しております。また、船積時に収益を認識している輸出販売のうち一部の取引は、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

## 8. ヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、振当処理の要件を満たす為替予約取引については、振当処理を行っております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段………為替予約取引

ヘッジ対象………外貨建金銭債権債務

b. ヘッジ手段………金利スワップ

ヘッジ対象………借入金の利息

### (3) ヘッジ方針

営業取引に係る将来の為替レートの変動リスクを回避し、キャッシュ・フローを固定化する目的で為替予約取引を採用しております。また、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を採用しておりますが、投機目的のために単独でデリバティブ取引の利用はしない方針であります。

### (4) ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、振当処理の要件を満たしているため、有効性の判定は省略しております。金利スワップ取引については、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判定しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の判定は省略しております。

## II. 重要な会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 (百万円)

繰延税金資産	29
--------	----

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社は、繰延税金資産について回収可能性を検討し、当該資産の回収が不確実と考えられる部分に対して評価性引当額を計上しております。回収可能性の判断においては、将来の課税所得見込額と実行可能なタックス・プランニングを考慮して、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると考えられる範囲で繰延税金資産を計上しております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

繰延税金資産の計上額は、翌事業年度の事業計画及び将来の利益計画を基に、地政学的リスク等も考慮し課税所得を見積り、将来の回収スケジューリングの結果により算定しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

将来の課税所得見込額はその時の業績等により変動するため、課税所得の見積に影響を与える要因が発生した場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に影響を与える可能性があります。

## III. 貸借対照表に関する注記

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

26,180百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債務

18百万円

#### 4. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、再評価差額については、当該差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

##### (1) 再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(1998年3月31日公布政令第119号) 第2条第3号に定める固定資産税評価額によっております。

##### (2) 再評価を行った日

2002年3月31日

##### (3) 再評価を行った土地の期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額

335百万円

#### 5. 貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と貸出コミットメント契約を締結しております。

当期末における貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	1,500百万円
借入実行残高	700百万円
差引額	800百万円

### IV. 損益計算書に関する注記

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価差額が売上原価に含まれています。

売上原価 △27百万円

3. 関係会社との取引高

営業取引による取引高 62百万円

## V. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当期末における発行済株式の種類及び総数

普通株式	21,974,000株
------	-------------

3. 当期末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	431,105株
------	----------

4. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2024年6月21日開催の第104回定時株主総会決議による配当に関する事項

① 配当金の総額	174百万円
----------	--------

② 1株当たりの配当金額	8円
--------------	----

③ 基準日	2024年3月31日
-------	------------

④ 効力発生日	2024年6月24日
---------	------------

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2025年6月24日開催の第105回定時株主総会決議の議案として、配当に関する事項を次のとおり予定しております。

① 配当金の総額	193百万円
----------	--------

② 1株当たりの配当金額	9円
--------------	----

③ 基準日	2025年3月31日
-------	------------

④ 効力発生日	2025年6月23日
---------	------------

なお、配当の原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

## VI. 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	54百万円
棚卸資産	45百万円
未払事業税	17百万円
退職給付引当金	341百万円
一括償却資産	0百万円
減損損失	59百万円
資産除去債務	4百万円
その他	9百万円
繰延税金資産小計	532百万円
評価性引当額	△88百万円
繰延税金資産合計	444百万円
繰延税金負債	
圧縮記帳積立金	△20百万円
その他有価証券評価差額金	△395百万円
有形固定資産(資産除去債務)	△0百万円
繰延税金負債合計	△415百万円
繰延税金資産純額	29百万円

また、再評価に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は、以下のとおりです。

再評価に係る繰延税金資産	377百万円
評価性引当額	△377百万円
再評価に係る繰延税金資産合計	一百万円
再評価に係る繰延税金負債	△618百万円
再評価に係る繰延税金負債の純額	△618百万円

## 2. 決算日後における法人税等の税率変更

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債については、法定実効税率が30.46%から31.36%に変更されます。

その結果、固定資産に計上される繰延税金資産が20百万円増加し、当事業年度に計上された法人税等調整額が9百万円、その他有価証券評価差額金が11百万円それぞれ減少しております。また、再評価に係る繰延税金負債が17百万円増加し、土地再評価差額金が同額減少しております。

## VII. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入や社債の発行や債権流動化等による方針です。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金、未収金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程等に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を定期的に把握する体制としています。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、必要と判断した場合には先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握しております。

従業員に対する長期貸付金は、毎月の給与及び賞与より回収しており、ほぼ信用リスクはないと判断しております。

営業債務である支払手形、電子記録債務、買掛金、未払金、預り金、設備関係支払手形、設備関係電子記録債務、設備関係未払金は1年以内の支払期日です。また、その一部の外貨建てのものは、為替の変動リスクに晒されていますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、デリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として採用しております。ヘッジの有効性の評価方法について、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、特例処理の要件に該当する金利スワップ取引は、有効性の判定は省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、外国為替取引に関する規程、デリバティブ取引に関する規程に従い、デリバティブの利用に当たっては、信用リスクを軽減するために、信用度の高い大手金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金等の金銭債務は、流動性リスクに晒されていますが、当社では、月次に資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれていません (\*2)参照)。

また、「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「未収金」「支払手形」「電子記録債務」「買掛け金」「短期借入金」「1年内返済予定の長期借入金」「未払金」「預り金」「設備関係支払手形」「設備関係電子記録債務」「設備関係未払金」「リース債務(流動負債)」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	2,047	2,047	—
(2) 従業員に対する長期貸付金	7	7	△0
(3) 長期借入金	(3,943)	(3,902)	△41
(4) リース債務(固定負債)	(169)	(165)	△4

(\*1) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(\*2) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。

当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度 (百万円)
関係会社株式	89

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の策定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	2,047	—	—	2,047

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

##### 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
従業員に対する長期貸付金	—	7	—	7
資産計	—	7	—	7
長期借入金	—	3,902	—	3,902
リース債務(固定負債)	—	165	—	165
負債計	—	4,067	—	4,067

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

従業員に対する長期貸付金

従業員に対する長期貸付金は規程に定められている利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金、並びにリース債務(固定負債)

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## VIII. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント	合計
	ファインケミカル事業	
アミノ酸関係	5,169	5,169
化成品関係	5,096	5,096
医薬品関係	4,862	4,862
顧客との契約から生じる収益	15,128	15,128
外部顧客への売上高	15,128	15,128

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「7. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3)当事業年度末及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(単位：百万円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	
受取手形	210
売掛金	4,167
	4,377
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	
受取手形	304
売掛金	3,474
	3,779
契約資産（期首残高）	—
契約資産（期末残高）	—
契約負債（期首残高）	1
契約負債（期末残高）	11

**IX. 持分法損益等**

該当事項はありません。

**X. 関連当事者情報**

該当事項はありません。

**XI. 1株当たり情報に関する注記**

1.1株当たり純資産額	608.38円
2.1株当たり当期純利益	41.40円

**XII. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。